

◇ 判例研究 ◇

手形金の償還請求，手形の引渡請求及び 原因債権に基づく請求が争われた事例

(大阪地判平成28年9月21日金融・商事判例1503号30頁)

品 谷 篤 哉*

1. 事実の概要

A1 株式会社及び A2 有限会社は、いずれも生コンクリートの製造及び販売をその事業とする会社である（以下、両社をあわせた表記としてA社と記す）。両社の代表取締役は同一人物であり、両社において代表取締役に次ぐ権限を有していた者も同一人物である¹⁾。本件で両社は、6通の約束手形を振り出した。A2社は約束手形1、同2及び同6の3通であり、A1社は約束手形3、同4及び同5の3通である。A社はいずれも平成26年10月6日（以下、特に断らない限り、事実関係の年はすべて平成26年なので年の表記を割愛する。）に破産手続開始決定を受け、A1社の破産管財人にはZ1が、A2社のそれにはZ2がそれぞれ選任された（以下、両名をあわせた表記としてZと記す。）²⁾が、6通の手形が振り出されたのは破産手続開始決定を受ける前である。

6通の手形は受取人・裏書人を経て³⁾、土木建築資材の販売等を目的とするY株式会社が譲り受けた。Y社は8月26日に、拒絶証書の作成を免除

* しなたに・とくや 立命館大学法学部教授

1) 両社の株主構成や資本関係、役員構成等は明らかにされていない。

2) なおZ1とZ2は同一人物である。

3) 判決文では受取人・裏書人を経た旨は記されていない。しかしながら本判決を紹介している金融・商事判例のコメントでは、受取人・裏書人を経た旨が記されている。以下ではコメントの記載内容も加味して事実関係を記す。

手形金の償還請求、手形の引渡請求及び原因債権に基づく請求が争われた事例（品谷）

した上で、本件約束手形1、2及び6についてはA2社へ、本件約束手形3乃至5についてはA1社へそれぞれ裏書譲渡した。これらの手形について、A2社は拒絶証書の作成を免除して、セメント、生コンクリート及び建設資材の販売等を目的とするX有限会社に裏書譲渡した。A1社も同様にX社へ裏書譲渡し、X社は6通の手形を所持するに至った。

Y社の裏書譲渡が行われた8月26日当時、A2社はY社に対し、生コンクリートの対価として12,062,115円の売掛債権を有していた。同様にA1社もY社に対し、23,146,059円の売掛債権を有していた。Y社はA2社に対し、10,300,995円については現金乃至反対債権との相殺処理によって支払い、残額1,761,120円については本件手形1、2及び6を裏書譲渡して支払った。またA1社に対しては、14,967,597円については現金乃至反対債権との相殺処理によって支払い、残額8,178,462円については本件手形3乃至5を裏書譲渡して支払った。

以上の事実関係の下で、X社はY社に対し、手形金9,686,191円の支払を求めた。所持人X社の裏書人Y社に対する償還請求である⁴⁾。この訴訟にZが参加をした。当初は被告に補助参加をしたが、後にこれを取り下げ、独立当事者参加をした。X社に対しては所有権に基づき手形の返還を求め、Y社に対しては本件手形を裏書譲渡して支払ったとされた売掛金等の支払を求めての参加である。参加に際しZは、Y社からA社への裏書譲渡を否認するとともに、A社からX社への裏書譲渡を否認する。2つの否認による手形の返還請求及び売掛金の支払請求である⁵⁾。

本件の争点は5つに及ぶ。まずX社のY社に対する償還請求については次の2つである。① A社からX社への裏書譲渡は、A社が破産手続開始決定を受けた後にされたものか。② X社が裏書譲渡を受けた際、A社に

4) 6通の手形のうち、約束手形6についてはX社による支払提示及び支払拒絶が認定されていない。そのため償還請求されたのは約束手形6を除く5通分である。

5) 償還請求及び売掛金支払請求には、商事法定利率による利息及び遅延損害金の支払請求も付加されている。

よる支払停止があったことをX社は知っていたか。これら2つは、ZのX社に対する手形返還請求についても争点となった⁶⁾。

またZのY社に対する売掛金支払請求については、次の3点が争われた。③ Y社からA社への裏書譲渡は、支払に代えてされたものか。④ A社は、遅くとも8月15日までに支払停止に陥っていたか⁷⁾、またY社からA社への裏書譲渡はA社の破産債権者を害する行為に当たるか。⑤ Y社がA社へ裏書譲渡した際、A社が支払停止の状態にあること及び当該裏書譲渡がA社の破産債権者を害するものであることについて、Y社は知っていたか。以上の3点である。

2. 判 旨

(1) X社のY社に対する償還請求について：「A社の裏書譲渡……は偏頗行為に当たり、Zらによる否認（破産法162条1項1号イ）によってA社の裏書譲渡……はその効力を有しないのであるから、X社のY社に対する……約束手形金の請求及び利息の請求は理由がない⁸⁾。」

6) 裏書譲渡の時期及びX社の認識が、償還請求では5通の手形について問われたが、手形返還請求では6通の手形について問われた点で異なる。

7) 8月15日という特定の日にちとA社の支払停止については、後掲（注8）参照。

8) この判断に先立ち、本文記載の争点①及び②に関して、本件手形を受け取ったのが10月3日である旨のX社代表者の供述を直ちに否定することはできない旨が述べられている。また、A社から裏書譲渡を受けた際にX社が、A社による支払停止があったことを知っていたと認定されている。認定の際には、8月11日以降にA社において、社長の所在不明、工場の操業や出荷の停止、労働組合関係者による工場占拠等が生じていたことに言及されている。そして、こうした状況下で8月12日以降に生じたA社による手形の不渡り（いずれも資金不足を理由に、A1社は8月12日に1回目、15日には2回目、A2社は8月15日に1回目、9月16日には2回目の、それぞれ不渡りを出した。その後A1社は8月20日、A2社は9月19日に、それぞれ取引停止処分を受けた。）は、支払能力の欠乏のために弁済期の到来した債務を一般的かつ継続的に弁済することができない旨を外部に表示する行為に当たると本件裁判所は説示する。この説示から、遅くともA1社は8月12日に、A2社は同月15日にそれぞれ支払停止があったと判示する。

その上で本件裁判所は、A社が8月11日以降、弁済期の到来した債務の支払ができなくなり、X社は8月支払分の未払であった現金による支払分及び9月支払分の支払が受け

手形金の償還請求、手形の引渡請求及び原因債権に基づく請求が争われた事例（品谷）

(2) ZのX社に対する手形返還請求について：前記判旨(1)と同旨を述べてA社による裏書譲渡の効力を否定した上で、「Z2がX社に対して本件約束手形1、2及び6の所有権に基づき上記各約束手形の引渡しを求める請求及びZ1がX社に対して本件約束手形3～5の所有権に基づき上記各約束手形の引渡しを求める請求は、いずれも理由がある。」

(3) ZのY社に対する売掛金支払請求について：(前記争点③に関する判断)「(i) Y社のA2社に対する裏書譲渡は、A2社のY社に対する……売掛債権(の)残額を……支払って、Y社とA2社の債権債務をすべて精算するために行われたものであること、(ii) Y社のA2社に対する裏書譲渡は、A2社自身を振出人とするものであるから、売掛債権の支払確保のために裏書譲渡されたというよりも、それにより振出人として負担することが見込まれた約束手形の所持者であるY社に対する手形上の債務の支払を免れる代わりに、Y社にそれに対応する売掛債権に係る債務を免れさせる代物弁済とする意思を有していたと考えることが合理的であること、(iii) Y社代表者も、本件約束手形1、2及び6を現金に代えて支払った旨の供述をしていること……に照らせば、当事者は、Y社からA2社への裏書譲渡によって、原因関係上の債権である1,761,120円の売掛債権についても消滅させて精算する意思を有していたというべきであり、Y社からA2社への裏書譲渡は、代物弁済として、支払に代えて裏書譲渡されたものと認められる。……Y社からA1社への裏書譲渡についても同様である。」

(前記争点④に関する判断)「A1社は8月12日に、A2社は8月15日に、そ

ゝられなかったと述べる。さらに、支払停止があったことをX社が知っていた旨を認定するために、以下の4点を指摘する。(i) X社代表者は、A社の代表者に連絡が取れず、A社の操業が停止していることを知っていた。(ii) 同じくX社代表者は、本件約束手形を受け取るまでに、A社の手形が不渡りとなったとの話を聞いていた。(iii) 不渡手形の所持人と同様に、X社もA社から債務の支払を受けていなかった。(iv) A社に支払を求める前に裏書人であるY社に支払を求めたX社の行為は、A社からは支払を受けることができないとX社が認識していたことの表れである。

れぞれ支払停止があったと認められる。……Y社の裏書譲渡がされた当時、Y社に債務の支払能力に問題があったとは認められず、したがってA社のY社に対する売掛債権は債権額のとりの価値を有していたことができる。他方、本件約束手形1～6はA社の支払停止により実質的な価値が著しく下落していたことができる。したがってY社の裏書譲渡は、価値の低い本件約束手形1～6をもって売掛債権の代物弁済をするものとして、Y社の裏書譲渡に係るA社の行為は、破産債権者を害する行為に当たる。」

(前記争点⑤に関する判断)「Y社代表者は、A社が手形の不渡りを出したこと、平成26年8月11日以降、上記両社の工場の操業が停止して出荷も止まっていること及び上記両社の代表者が連絡を取れない状態となっていたことも知っていたものである。そうした中で、Y社は、月額2000万円ないし6000万円近くの取引をしていたとY社代表者の供述するA社との債権債務を全て精算していたのであるから、上記両社が支払停止して倒産状態に陥っているとの認識の下で、速やかに精算しようとしていたことがうかがわれるのであって、少なくとも上記両社の支払停止を知らなかったと認めることはできない。」

「以上によれば、Y社の裏書譲渡は詐害行為に当たり、Zによる否認(破産法160条1項2号)によってY社の裏書譲渡はその効力を有しない。」

以上のように判示して、X社のY社に対する償還請求を棄却した。また、A社によるX社への裏書譲渡を否認してZによる本件手形の返還請求を認め、Y社によるA社への裏書譲渡も否認してZのY社に対する売掛金支払請求を認容した⁹⁾。

9) なお、本判決では説示されていないが、Y社の裏書譲渡の効力が否定されるならば、本件手形はA社からY社へ返還されるべきとの帰結になろう。その場合、本件紛争の最終的な解決策として、本件手形の受取人・裏書人に対するY社の償還請求も観念的にはあり得る。

もっとも現実的には償還請求の困難な場合も容易に思い浮かぶ。その典型は、受取人・裏書人がA社のオーナー経営者であり、同人による裏書が隠れた手形保証の趣旨でなされていたような場合である。A社の破産が当該受取人・裏書人の個人破産に結び付き、償

3. 検 討

本判決では3つの請求について争われた。X社のY社に対する償還請求、ZのX社に対する手形返還請求及びY社に対する売掛金支払請求の3つである。これらのうち、Zによる2つの請求が認容された。判旨を振り返る限り、いずれの請求に関する判断においても、条文や判例法の解釈について裁判所は直接的な判断を示しておらず、基本的には事例判決として接すれば足りると考えられよう。以下では本判決における判断の是非を確認するとともに、事案の特徴を吟味しながら汲むべき示唆を探りたい。

(1) 本判決の立論構成

はじめに本判決の構成を分析しておく。本件手形はA社→受取人・裏書人→Y社→A社→X社と流通した。本判決は、まずA社からX社への裏書譲渡の効力を否定する。偏頗行為であり、破産法162条1項1号イに該当するとの判断である。裏書譲渡の効力が否定されることにより、X社のY社に対する償還請求が否定され、またA社の破産管財人であるZのX社に対する手形返還請求が認容された。

否認されたA社のX社に対する裏書譲渡がなされた時点は、判示によれば10月3日として扱われる。本件手形の振出人であるA社が、8月20日及び9月19日にそれぞれ銀行取引停止処分を受けた点に照らせば、振出人A社に対する手形金請求が奏功しない手形である。それにもかかわらず否認されたのは、本件手形にはY社の裏書があり、Y社への償還請求が可能なため、他のA社債権者との平等を害する偏頗行為と把握されたからである¹⁰⁾。

↘還請求が画餅に帰する可能性が考えられる。もとより当該受取人・裏書人が本件手形の振り出しの当初から薬人形に過ぎなかったような場合も同様である。

10) もっとも偏頗たる不平等がX社に生ずるのは、厳密に言えばY社に対する償還請求の時点であり、A社からX社への裏書譲渡の時点とは異なる。ただし償還義務の履行はY社の行為となり、破産者たるA社の行為ではない。否認の対象となる行為が破産者の行為に限られるか否かを巡っては、後述の議論がある。

もっとも偏頗行為否認によりA社へ本件手形が返還されても、A社はY社に償還請求できない。A社が本件手形の振出人なので、Y社からA社への裏書は戻裏書となり、A社からY社への遡求を認めてもY社は振出人のA社へ再遡求することになり、Y社への遡求が無意味に帰するためである(その理由については後述する)。A社によるY社への償還請求がそもそも認められないとすれば、A社からX社への裏書譲渡及びその後のX社による償還請求は、A社の破産債権者にとって有害性のない行為であるようにも見える。不当性と並んで有害性が否認の一般的要件である以上、有害性がなければ否認は認められないとの結論に帰着しかねない。

そこでZが主張し本判決で認められたのは、Y社によるA社への裏書譲渡の否認である。本件ではY社の裏書が「支払に代えて」行われたと認定されている。原因債権たる売掛債権を消滅させていた行為について、破産債権者を害する行為であり、破産法160条1項2号の詐害行為否認に該当するとの判断である。裏書譲渡の効力が否定されることにより、消滅した売掛債権が回復し、ZのY社に対する売掛金請求が認容された。こうした立論に照らすと、仮にY社からA社への裏書が「支払のために」又は「担保のために」行われ原因債権が消滅させられていなかった場合、Zの対応が異なっていた可能性も考えられよう。

2つの否認権行使により、本件では、否認されなかったならばX社を名宛人とするはずのY社による支払が、Zを名宛人とするものへと変わり、破産財団へ組み入れられることとなる。もとより2つの支払は、支払の基礎となる権利や金額が異なる¹¹⁾。しかしながら、破産財団に属する財産を増加させる効果を持つ以上、本件の2つの否認は倒産処理スキームにおいて連携する主要パーツとしての性格も併せ持つと解される。こうした観点

11) X社のY社に対する償還請求額は9,686,191円だったが、売掛金支払請求で本判決が認容したのは9,939,582円である。償還請求が本件手形の1乃至5に基づくものだった点に照らすと、Y社からA社へ裏書譲渡された本件手形1乃至6の券面額合計は、A社のY社に対する売掛金支払請求額に近接していたと推測される。

に立つ場合、いずれか一方のみしか否認権を行使しなかった場合に想定される帰結と本判決の結論との相違も確認に値しよう。

以下ではこれまでの分析を踏まえ、2つの否認のほか、戻裏書を巡る議論や「支払に代えて」に見られる手形関係と原因関係の関係を巡る議論を個別に概観した上で、倒産処理スキームとしての特徴の抽出を試みる。

(2) 2つの否認

本件ではA社のX社に対する裏書譲渡が破産法162条1項1号イに該当する偏頗行為として、またY社のA社に対する裏書譲渡が破産法160条1項2号に該当する詐害行為として、それぞれ効力が否認された。以下では、すべての否認に共通の一般的要件並びに偏頗行為否認及び詐害行為否認それぞれの個別的要件について、基本的な理解を確認した上で、本判決の判断と照らし合わせてみる¹²⁾。

否認に共通の一般的要件は有害性と不当性である。否認の対象となる行為には有害性と不当性が求められる。前者は破産債権者にとって有害で、破産債権者の責任財産の確保及び破産債権者の公平にかかわるものである。後者は否認の成立可能性を阻却するもので、破産債権者の利益より優先する社会的利益のないことが否認の成立に必要となる。個人債務者の最低生活を維持する生活費の捻出や、労働者に支払う賃金の捻出のために、財産を売却し担保を設定する行為などが、不当性を欠く行為の例とされている。成立可能性を阻却する点に留意した記述をすれば、有害性のあること及び不当性のないことが一般的要件である。

本件でA社からX社への裏書譲渡は、当該譲渡がなければX社がY社に

12) 否認に関する記述については、以下の文献を主に参照した。竹下守夫・藤田耕三編集代表『破産法大系 第2巻 破産実体法』405頁以下（2015年、青林書院）、伊藤眞『破産法・民事再生法（第3版）』499頁以下（2014年、有斐閣）、加藤哲夫『破産法〔第5版〕』286頁以下（2009年、弘文堂）、宗田親彦『破産法概説 新訂第4版』339頁以下（2008年、慶應義塾大学出版会）、竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』21頁、67頁、621頁以下、644頁以下（2008年、青林書院）。

対し償還請求し得ない点に着目すれば、有害性の要件が肯定されよう。またX社へ裏書譲渡する際に、X社によるY社への償還請求よりも優先されるべき社会的利益が他に存在したような事情は判決文から読み取れない。それゆえA社のX社に対する裏書譲渡は、否認の一般的要件を充たしていると考えられる。

Y社からA社への裏書譲渡はどうか。当該裏書は「支払に代えて」なされ、原因債権たる売掛金支払請求権が消滅させられた。もっとも支払に代えてなされた裏書譲渡によりA社が売掛金の支払を受けられるならば問題なかろう。しかしながらA社が譲り受けた本件手形はA社自身が振出したものである。当該裏書譲渡が行われた8月26日に先立つ8月12日にはA1社が、8月15日にはA2社がそれぞれ不渡りを出している。本件手形の実質的価値が8月26日時点で著しく下落していたことは否めない。本件手形を譲受けてA社が売掛金の支払を受けられたとは言い難く、破産債権者にとって有害な行為と捉えられよう。原因債権を消滅させ、実質的価値の著しく低下した手形による代物弁済となる裏書譲渡よりも優先されるべき社会的利益は、判決文に記されていない。したがってY社からA社への裏書譲渡についても、否認の一般的要件を充たすと考えられる。

(a) 偏頗行為否認

次に本件の2つの否認について、その個別的要件を概観しておこう。まずA社からX社への裏書譲渡について、本件では破産法162条1項1号イの適用が問われた。本件の事実関係によれば、A社の破産手続開始決定は10月6日とされるが、破産手続開始の申立てを行った時期が不明であるため、162条1項1号口の適用は想定しづらい。以下では162条1項1号イに限定して、個別的要件を概観する。

偏頗行為否認の対象は、既存の債務についてなされた担保供与又は債務消滅に関する行為である。そして債務の消滅に関する行為に含まれるものとしては、弁済、相殺、更改、代物弁済及び免除が挙げられている。本件のA社からX社への裏書譲渡は、8月11日以降に滞ったA社のX社に対す

る支払のために、事実認定によれば10月3日になされたとして扱われる。裏書譲渡だけでは債務の内容たる給付はまだ実現されておらず、X社からY社への償還請求が認められて給付の実現となる。償還請求にZが参加した本件では、給付の実現となる償還義務が履行される前の時点なので、否認の対象がY社による償還義務の履行行為でなくA社による裏書譲渡なのは当然であろう。

それでは仮にY社が償還義務を履行した場合、その後にZは当該義務の履行を偏頗行為否認の対象たる弁済としてY社の行為を否認できるか。弁済については、破産者自身が行うもののほかに、破産者に代わって第三者が弁済を代行する場合にも否認が認められている。第三者による弁済も否認の対象となるのであれば、Y社の償還義務履行後に弁済として否認できそうにも見える。

ただし判例が第三者による弁済として否認を認めたのは、公務員たる破産者に代わって国や地方公共団体が共済組合に対して貸付金を弁済するために退職金を払い込んだ行為である¹³⁾。この事案では公務員たる破産者に退職金支払請求権が想定される。当該請求権により退職金を受領した後に、破産者による共済組合への弁済が本来の否認の対象となる行為であり、破産者に代わって国や地方公共団体が弁済していると解される。

しかしながら本件のA社は、戻裏書のためY社に対して償還請求ができない。したがってY社によるX社への償還義務の履行は、A社に代わって第三者が弁済を代行する場合は言い難く、偏頗行為否認ができないとも考えられよう。仮にそうだとすればZによる否認権の行使は、X社のY社に対する償還請求が認められる前になすべきこととなる。Zが独立当事者参加をするに先立ち、償還義務の履行を求める訴訟にY社に補助参加をしていたのは、破産財団への財産組み込みを図る前に、まずは償還義務の履行を止める必要があったようにも思われる。

13) 最判平成2年7月19日民集44巻5号837頁、最判平成2年7月19日民集44巻5号853頁。

偏頗行為否認では対象となる行為の時期も問われる。破産法162条1項1号柱書きによれば、先に見たように本件の事案に照らすと、A社からX社への裏書譲渡はA社が支払不能になった後にした行為でなければならない。それでは支払不能とは何か。破産法2条11号によれば、支払不能とは、債務者が支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態とされる。そして破産法162条3項によれば、支払の停止があった後は、支払不能であったものと推定される。2条11号及び162条3項をあわせて読むと、支払不能の状態が一定期間継続した後に、支払停止行為が生ずると捉えるべきこととなろう。そして推定規定を適用するなら、A社からX社への裏書譲渡の否認を意図するZは、当該裏書が支払不能状態中か、又は支払停止行為後のいずれかを選択して主張すればよい。

それでは支払停止とは何か。判例によれば、弁済能力の欠乏のために弁済期が到来した債務を一般的かつ継続的に弁済することができない旨を外部的に表示する債務者の行為とされる¹⁴⁾。状態を指す支払不能との違いを指摘するなら、支払停止は対外的に表示する1回の行為と解される。こうした意味内容の支払停止について、本件ではA1社については8月12日、A2社については8月15日を支払停止行為のあった日にちと捉えた。いずれも資金不足により1回目の不渡りを出した日である。

手形を不渡りとした場合、逆交換によって当該手形が返還される場合には、持帰銀行は交換日の翌営業日までに、持出銀行は交換日の翌々営業日までに手形交換所へ不渡届を提出する。そして交換所は、交換日から起算して4営業日目に、不渡りを出した者を不渡報告に掲載して参加銀行に通知する¹⁵⁾。こうした通知が行われる以上、参加銀行への通知は支払困難を対外的に表示する行為であり、また1回目の不渡りを出した時点で支払停

14) 最判昭和60年2月14日判例時報1147号159頁。

15) 逆交換による手形の返還以外に店頭返還の方法もある。交換日の翌営業日に店頭返還した場合には、持帰銀行は交換日の翌々営業日までに不渡届を提出することになる。

止があったと捉えられよう。

もう1つ、偏頗行為否認では債権者の悪意が要求される。本件の事案に照らせば、A社が支払不能であったこと又は支払の停止があったことに關するX社の悪意である。この点について本判決は、4つの事実を指摘して悪意を認定した。X社代表者がA社の代表者に連絡が取れず、A社の操業が停止していることを知っていたことや、X社代表者が本件手形を受け取るまでにA社の手形が不渡りとなったとの話を聞いていたこと等の事実である。悪意の認定としては無理がなくオーソドックスと思われる。

(b) 詐害行為否認

続いて詐害行為否認に関する個別的要件を概観しよう。本件ではY社からA社への裏書譲渡について、160条1項2号の詐害行為否認が認められた。同条項1号では詐害意思が要件とされるが、2号では要件とされない。代わって2号では、債務者の財産状況の悪化が決定的な段階となり、財産を維持すべき債務者の責任が客観的となる時期（形式的危機時期と呼ばれる。）を示すものとして、支払の停止又は破産手続開始の申立て後に行為のなされたことが要件となる。Y社からA社への裏書譲渡が行われたのは8月26日であり、すでに見たようにA1社については8月12日に、A2社については8月15日に、それぞれ支払の停止があったと認定されている。形式的危機時期の要件も充足していると解されよう。

他に詐害行為否認では、債権者を害する行為（詐害行為と呼ばれる。）が要件となる。詐害行為とは破産者の責任財産を絶対的に減少させる行為であり、財産の廉価売却が代表例とされる。こうした理解を前提に本件を眺め、Y社からA社の裏書譲渡をA社財産の廉価売却と捉えようとするれば、次のような立論が考えられよう。すなわちA社のY社に対する売掛金債権をA社がY社に売却し、その対価としてA社を振出人として著しく価値の低下した本件手形を裏書譲渡したと把握する立論である。この立論においても本判決と類似の結論は導き出せる。A社から債権譲渡を受けたY社に混同が生ずるため、Y社からA社への裏書譲渡によりA社のY社に対する

債権が消滅する帰結となるからである。

ところで詐害行為否認では、担保の供与又は債務の消滅に関する行為が除かれている。こうした行為は偏頗行為否認で対処されるべきだからである。ただし偏頗行為否認は、既存の債務についてされた債務の消滅に関する破産者の行為に限定されるのが基本である¹⁶⁾。Y社とA社間でA社が債務を負担するとすれば、Y社から本件手形の裏書譲渡を受けたことに対する対価の支払債務となろう。ただし当該債務はY社の裏書譲渡により生じ、裏書譲渡以前から存在していた債務ではない。

のみならずこうした立論は、A社が自社の有する債権をY社へ譲渡する意思を有していることが前提となる。しかしながらこうした意思は判決文では何も認定されていない。「支払に代えて」や代物弁済の語彙が見受けられるに過ぎない。A社へ債権譲渡する意思を認定するのは擬制を伴うといわざるを得まい。偏頗行為否認とは異なり、債務が既存であることは詐害行為否認では要求されないが、擬制を駆使してまで廉価売却の形式に拘泥する必要は乏しいのではなかろうか。

むしろ破産者の責任財産を絶対的に減少させる行為として、Y社による裏書譲渡が売掛金支払債務の「支払に代えて」であり、1000万円近い売掛金支払債権を消滅させる点、及び譲り受けた本件手形の価値が著しく下落していた点こそが詐害行為否認では問題とされるべきであろう。代物弁済に関する言及は、債務の消滅に関する行為を除くとする160条1項柱書きの文言と抵触しかねず、控えるのが適切と考えられる。

最後に160条1項2号但書によれば、受益者の悪意が要件となる。この点に関する判断は、判旨の前記争点⑤に関する判断として記したものである。月額2000万円乃至6000万円に及ぶY社とA社の取引関係を、速やかに精算しようとしていたと推論した点も含め、悪意の要件の充足が特に問題となるような判示は見受けられない。悪意の認定も合理的と解される。

16) すでに記したように、破産者以外の第三者による弁済の否認については、破産者による弁済を第三者が代行するようなケースに限られる。

手形金の償還請求、手形の引渡請求及び原因債権に基づく請求が争われた事例（品谷）

2つの否認を認めた本判決の判断には、詐害行為否認に関して代物弁済に言及した点を除けば、特に問題がないと思われる。続いて本件の事案に特徴的と思われる手形法の論点を2つ取り上げよう。1つは戻裏書、もう1つは支払に代えてなされた手形行為である。後者は手形行為が原因関係に及ぼす影響として論じられている。以下では2つの論点について、基本的理解を確認した上で、本件の事案に即した検討を試みる。

(3) 戻 裏 書

すでに記したように、Y社からA社への裏書譲渡は戻裏書である。本件ではA社がさらにX社へ裏書譲渡した。A社が新たにX社へ手形を振出す場合と比べ、戻裏書を選択する理由としては、印紙税を節約し得るのみならず、すでに手形上に債務を負担している受取人・裏書人及びY社の信用を利用し得る点にある。本件のX社は、まさにY社への信用を利用することを前提に、振出人及び譲渡人であるA社の信用欠如を承知しながらA社から譲り受けたとも解される。またY社も、自己の信用が他に利用されることを承知の上で、売掛金支払債権を消滅させるために、A社に対し支払呈示でなく「支払に代えて」戻裏書を行ったとも捉えられる。

X社によるY社への償還請求は、本件では偏頗行為として否認されたが、Zによる独立当事者参加がなければ認められたはずである。しかしながら戻裏書の被裏書人A社によるY社への償還請求は認められないと解されている。A社からY社への償還請求を認めても、Y社から振出人A社へ再度の償還請求が行われるならば、無意味に帰するとの理由である¹⁷⁾。

類似の説明は直接の手形取引当事者間における人的抗弁の対抗でも見受けられる。例えば振出人と受取人間において、原因関係に無効や取消が生じたような場合である。手形行為の無因性を所与とすれば、受取人からの手形金支払請求に対し、振出人は一旦受取人に対して手形金を支払い、そ

17) 平出慶道『手形法小切手法』392頁（1992年、有斐閣）。

の後に受取人に対し不当利得の返還を求めるべきが本来であろう。しかしながら、それでは無意味な金銭の往復に帰するので、受取人からの支払請求に対し振出人は人的抗弁を対抗できるとの説明である。

問題は「無意味に帰する」とは何かである。手形債権は戻裏書により消長を来すのか。A社が振出人となっている手形をA社が取得した以上、手形の債権と債務が同一人に属するため、民法520条が定める混同により手形債権は消滅しそうだが、手形法11条3項によれば消滅しないように読める。消滅しないとすれば、手形債権はどのようにして消滅するのか。混同により消滅する場合もあり得るのか。こうした論点については、政策説と当然説の基本的対立が存する。以下では本件で問題となるA社からY社への遡求の可否を念頭に置きながら、政策説と当然説の対立を概観しよう¹⁸⁾。

政策説によれば、戻裏書の場合も民法520条は本来適用されるが、手形の流通保護のため混同の法理の特則を定めたのが手形法11条3項と捉えられる。政策的な特則であり、政策目的を手形の流通保護と捉えるので、手形の流通保護の必要がなくなれば混同の法理の適用を認める。具体的には、満期の到来や、手形の流通期間経過が混同の法理の適用される場合と解されている。

これに対し当然説では、手形の有価証券としての性質上当然のことを11条3項は注意的に規定したと捉える。有価証券としての性質上なぜ当然なのかについては、手形における当事者観念の純形式的・非個人的性格、当事者資格兼併の可能性、手形債権の客観性、手形の流通証券性等が理由とされる。ただし、性質上当然なら混同の法理を問題にする余地はないはずだが、実はそうではない。政策説と同様の結論を唱える見解も当然説の論者からは見受けられる。戻裏書の被裏書人が満期まで手形を保有していた場合、手形が本来満期に支払をなすべき義務者の手元で満期を迎えた以

18) 以下の記述については、主として前田庸『手形法・小切手法』356頁(1999年、有斐閣)参照。

上、当然に手形が支払われたと認めるべきとする見解である¹⁹⁾。また、手形の流通期間内は、手形の流通が予定されているから一般的に権利の存続を認める意味があり、その期間内は戻裏書があっても混同による権利の消滅は生じないが、その経過後は通常の手形債権の存続を認めることは無意味であるとして、混同による権利の消滅を認める見解もある²⁰⁾。

最後の見解は、当然説の1つとされながらも、混同による権利消滅を認める点で政策説に類似する。折衷的な結論を指向した結果であるが、そのため当然説としての徹底さを欠いていると指摘される。そして当然説の論者からは、理論として徹底するべく、有価証券としての手形が効力を失うまでは、手形上の債権債務は消滅しないと解すべきとの見解が唱えられている。この見解では、手形債権債務の消滅は物的抗弁事由が生じた場合に限られると解されている。具体的には、手形上の権利が消滅するのは、振出人により手形金全額の支払がなされ、所持人が手形に受取を証する記載をしてそれを振出人に交付して手形債務が消滅した場合や、手形債権が時効消滅した場合等である。このような理解を踏まえ手形債権は、有価証券である手形に結合している以上、混同の法理は一切適用されないと解すべきと唱えられる²¹⁾。

この見解によれば、金銭が往復する無意味さと混同による債権の消滅の紐帯が解かれている。振出人に対する権利が消滅しないため、当該権利を基礎とした償還請求権の消長には影響を及ぼさない。本件のA社がY社に対して権利を行使し得ないのは、行使を認めることが無意味だからに過ぎず、混同による権利消滅の影響を受けるからではない。Y社に対するA社

19) 石井照久＝鴻常夫『手形法小切手法 [増補版]』238頁（1976年、勁草書房）、鈴木竹雄＝前田庸『手形法・小切手法 [新版]』282頁（1974年、有斐閣）。支払われたと認めるべきだとすれば手形債権は消滅するとの理解に帰着するため、民法520条が適用されたのと同様の結果となる。

20) 中西正明「戻裏書と裏書の抹消」鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形法・小切手法講座 第3巻』114頁（1968年、有斐閣）。

21) 前田・前掲（注18）357頁。

の権利は有効に発生し、A社の権利帰属を肯定する以上、Y社がA社からの償還請求を拒めるのは権利行使段階の問題であり、抗弁対抗の可否の問題として扱われよう。

基本的にはこうした見解が支持されるべきと考えられる。さらに検討の余地があるとするれば、戻裏書の被裏書人から手形を譲受けた者の扱いであろう。本件でいえばX社である。A社からの請求に対しY社は、請求に応じたならば無意味な金銭の往復が生ずる旨を主張して抗弁を対抗する。そうだとすれば無意味な金銭の往復となることについて悪意のX社がA社から本件手形を譲り受けたような場合、Y社はX社に対し悪意の抗弁を対抗できるのだろうか。対抗不可の結論を導き出すには、それを可能にする何らかの道具概念が必要となる可能性も考えられよう²²⁾。

なお、手形債権には混同の法理が一切適用されないとの理解は、二段階創造説の論者によれば、手形債務負担行為においても等しく妥当すると解されるのであろう。もっとも当然説の論拠たる手形債権の客観性については、「有価証券上の債権は物化しているものといえるから、債権者と債務者が同一人であってもかまわない」との説明²³⁾も二段階創造説以外の論者から唱えられている。手形学説でどのような見解を採用するかとは無関係に、手形債権に対する基本的な認識として留意されるべきであろう。

(4) 手形行為が原因関係に及ぼす影響

本件における手形法のもう1つの論点は、Y社がA社に対し「支払に代えて」行った裏書譲渡である。本件手形の流通において、「支払に代えて」

22) すぐに思い浮かぶ道具の例としては、独自の経済的利益がある。隠れた取立委任裏書の被裏書人に善意取得の成立を認めない理由として、被裏書人は取立のための信託譲渡を受けたに過ぎず、独自の経済的利益を持たない点が唱えられる。こうした「独自の経済的利益」概念を使うなら、Y社に対する償還請求について、A社には無意味な金銭の往復に帰着するので独自の経済的利益がないが、X社には独自の経済的利益があるとして、Y社による悪意の抗弁の対抗を阻む手法が考えられる。

23) 倉沢康一郎『手形判例の基礎』13頁(1990年、日本評論社)。

手形行為が行われたのはY社からA社への裏書譲渡のみであり、同じく否認されたA社からX社への裏書譲渡は「支払のために」行われたと認定されている。他の手形行為についても「支払に代えて」との認定は見受けられない。それだけ注目すべき特徴と認識されよう。

手形行為が原因関係に及ぼす影響については、周知のように3つの類型に区別される。「支払に代えて」、「支払のために」及び「担保のために」の3つである。「支払に代えて」とは、原因関係における債権債務を消滅させることに手形取引の両当事者が合意している²⁴⁾場合であり、他の2つはそのような合意がない。原因債権が消滅すれば、当該原因債権を被担保債権とする担保権も消滅するため、当該手形行為の相手方にとっては「支払のために」や「担保のために」の場合と比べて不利となりかねない。そのため合意の有無が特に認定できないならば、手形行為は「支払のために」行われたものとして扱われる²⁵⁾。

本件でY社からA社への裏書譲渡が「支払に代えて」と認定されたの

24) 「支払に代えて」では、手形債務が成立すると同時に既存債務が消滅する。その法律上の性質について、多数説は代物弁済と捉える。例えば石井照久『手形法・小切手法（商法V）』150頁（1970年、勁草書房）、関俊彦『金融手形小切手法【新版】』38頁（2003年、商事法務）。本判決でも詐害行為否認に関する判示では代物弁済の語彙が見られ、多数説に依拠していると推測される。もっとも学説では更改（木内宜彦・倉沢康一郎・庄子良男・高窪利一・田辺光政『シンポジウム 手形・小切手法』355頁（倉沢コメント）（1979年、青林書院新社））との理解のほかに、代物弁済と更改の折衷説（高窪利一『現代手形・小切手法 三訂版』443頁（1997年、経済法令研究会））も唱えられている。

25) 「支払のために」と「担保のために」の相違は、原因債権と手形債権のいずれを先に行使すべきかの点にある。「支払のために」では手形債権を先に行使すべきとされる。手形の転々流通を前提とした場合、債務者は手形の支払資金を支払地に準備していると考えられるからである。ちなみに統一手形用紙では、第三者方払（手形法4条）の記載として支払場所の欄が設けられており、銀行名及び支店名があらかじめ印刷されている。当該銀行の当該支店に支払資金が準備されているとの理解が、転々流通を可能にする前提条件の1つである。

これに対し、「担保のために」では、いずれか一方を任意に行使できるとされる。手形債権でなく原因債権を行使するケースでは、手形債権が行使されたならば取立債務となったはずが原因債権の行使により持参債務となり得るので、手形債権が転々流通していない状況を想定することとなろう。

は、A社が売掛金支払請求権及び当該請求権を被担保債権とする担保権の消滅に同意したことを意味する²⁶⁾。このことはA社にとってどのような利害得失を招いたか。一方で原因債権の消滅はA社にとって不利となりかねないが、他方でA社はY社の裏書署名を入手し、当該署名に基づいてX社がY社からの償還を受けられる方策を講じた。そのためA社にとっては、自社の倒産により取引先であるX社に生ずる回収困難な債権の額を減少させる効果をもたらした。ただしA社の破産財団に組み込まれるべき責任財産の流出にほかならず、Zが詐害行為否認を主張するのは破産管財人として当然の対応である。

「支払に代えて」がY社に及ぼした利害得失はどうか。Y社にとっては、「支払に代えて」により売掛金支払請求権を消滅させたにもかかわらず、それほど有利な結論を生ぜしめるに至っていない²⁷⁾。有利さをもたらさな

26) 売掛金支払請求権を消滅させ、詐害行為として否認されるようなY社の裏書譲渡に、なぜA社は同意したのか。本件の判断には直接的な影響がなく、邪推の域を出ないが、Y社からA社への裏書譲渡の背景を推測するには、Y社が本件手形を取得する経緯が問われよう。本件手形の流通プロセスを振り返る中で、A社による本件手形振出しの受取人・裏書人がいるが、仮に当該受取人・裏書人が薬人形に過ぎなかったような場合、実はA社はY社との取引のために本件手形を振り出していたことになる。見方を変えればY社からA社へ土木建築資材が納品され（Y社の事業は土木建築資材の販売等である。）、その支払のためにA社がY社へ本件手形を振り出したような場合である。

この場合、自社の保有する手形の振出人であるA社が1回目の不渡りを出したならば、Y社の対応としては相殺が考えられる。すなわちY社のA社に対して有する土木建築資材代金支払請求権と、本件で問題となったA社のY社に対する売掛金支払請求権の相殺である。仮にこの相殺ができれば、Y社はA社に対して「支払に代えて」裏書譲渡する必要はなかったこととなろう。しかしながら実際には「支払に代えて」裏書譲渡が行われたのであり、その理由として考えられるのは、相殺適状になかったことを典型として、相殺が困難だったことであろう。

また仮にY社の事業が商品の卸売りだったような場合、A社に納品した商品をY社が引き上げる対応も考えられたであろう。その意味では、商品引き上げのような対応が執れず、相殺も困難だったゆえに、「支払に代えて」裏書譲渡がなされたように思われる。

27) 前掲（注11）参照。Y社が手形を所持したままA社からの売掛金支払債務を弁済する場合と比べ、本件のように「支払に代えて」裏書譲渡してX社からの償還義務に応ずる場合は、25万円程度負担が軽減されるに過ぎない。

い原因がY社の担保責任負担にあるのは明白だが、しかしながらY社が無担保裏書や裏書禁止裏書をしようとするれば、一方的に不利となりかねないA社が「支払に代えて」に応じなかったとも考えられよう。

見方を変えれば、Y社も、「支払に代えて」により売掛金支払請求権の消滅が可能であるからこそ、担保責任負担を伴う裏書をしたとも考えられる。それゆえY社は、売掛金支払請求権が残存し、かつ担保責任負担の伴う「支払のために」裏書譲渡をすることには応じなかったと思われる。売掛金支払請求権を残すのであれば、無担保裏書や裏書禁止裏書とするか、又はY社が本件手形を取得する時点で白地式裏書による取得とし、A社へ交付譲渡する方策を講ずることとなる。

以上のように本件を振り返ってみると、「支払に代えて」なされたY社の裏書譲渡は、実はA社からX社への財の移転を意図していたように見えてくる。否認されるまでの時点と、Y社からA社への「支払に代えて」戻裏書がなされるまでの時点と比較した場合、最も利益を得たのがX社だからである。このようにX社へ財を移転する意図が実現した場合、A社の破産財団に帰属すべき財産の減少に帰着する。そのため意図を頓挫させるべく、A社からX社への裏書譲渡のみならずY社からA社への裏書譲渡をも否認する必要があったと考えられよう。

4. 結びに代えて

本稿では2つの否認権行使に分析・検討を試み、本件の否認は適切と判断した。偏頗行為否認及び詐害行為否認の各成立に必要な要件事実が、本件では充足されているとの判断である。また否認による結論は、A社からX社へ流出していた財産を取り戻し、A社破産財団に帰属する財産を増やす効果となることを確認した。偏頗行為否認及び詐害行為否認の成立により生ずる効果が、本件の事案でも妥当性を備えているとの判断である。否認が適切だとすれば、本件紛争の最終的結論はどうなるか。本稿の終わりにあたり、この点を検討しておく。

2つの否認により本件の手形6通は、X社からA社、A社からY社へと移転する。A1社の1回目の不渡りが8月12日、A2社のそれが8月15日、Y社からA社への裏書譲渡が8月26日なので、否認によりA社が不渡りを出した当時の状況に戻ることになる。A社→受取人・裏書人→Y社と流通してY社が所持していた当時である。A社がすでに不渡りを出している状況では、A社に手形金を請求してもY社は回収を望めない。受取人・裏書人に対して償還請求し、Y社による回収の成否は受取人・裏書人の資力により左右される状況となろう。

ただし、こうした結論は本件の手形関係におけるものである。A社が手形を振出すに至る原因関係や、Y社が手形を受領するに至る原因関係においてY社に権利が存するならば、Y社は当該権利を行使して回収を図ることとなろう。